

社会福祉法人を取り巻く諸課題

令和2年11月6日

厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課長
宇野 禎晃

1. 新型コロナウイルス感染症を踏まえた 社会福祉法人等に対する支援策

社会福祉施設等への新型コロナウイルス感染症対策（まとめ）

感染防止策を具体的に明示するとともに、必要な資機材の確保を支援

感染防止策の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○手指消毒など感染症予防の徹底 ○感染症学会など専門家による施設への派遣 ○送迎車乗車時の検温、降車後の消毒 ○訪問介護事業者等向け感染防止策の動画配信 ○自主点検チェックリストの配布（介護・障害）
外部からの感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ○面会制限、施設出入り者の記録 ○職員の出勤前の検温、発熱者の出勤抑制 ○職場外でも3密回避を徹底
ケア等の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○リハ実施時の3密回避を徹底 ○同一時間、同一場所での実施人数の縮小、定期的な換気、相手との距離を確保、発声機会の最小化など
感染防止の設備、備品確保	<ul style="list-style-type: none"> ○マスク、消毒液、ガウン、フェースシールド等の購入 ○簡易陰圧装置・換気設備設置

社会福祉施設等での感染防止策を支援するための国による財政支援

感染防止支援	<ul style="list-style-type: none"> ①マスク、消毒液、ガウン、フェースシールド等の感染症対策実施のためのかかり増し費用に対する支援 ②感染症に係るマニュアルの作成（介護・障害等）や研修の実施 ③相談窓口の設置等による感染対策に関する相談支援 ④多床室の個室化に要する改修費等に対する支援
施設職員支援	<ul style="list-style-type: none"> ⑤感染症等対応の職員に対する「慰労金」の支給（介護・障害等） ⑥職員のためのサポートガイドの作成（介護・障害等）やこころの相談支援 ⑦応援職員の派遣支援
経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ⑧人員・運営基準や報酬の弾力化（介護・障害） ⑨代替サービス提供に係るかかり増し経費支援（介護・障害） ⑩サービスの利用再開に向けた支援（介護・障害） ⑪福祉医療機構の無利子・無担保融資の拡充

その他の支援

- PCR検査関係
 - 感染者が多数発生している、またはクラスターが発生している地域の医療施設、高齢者施設等における利用者、職員へのPCR検査支援

⑫社会福祉法人の運営関係

- ・理事会、評議員会の開催や手続等
- ・決算関係書類の作成、所轄庁への届出時期等
- ・資産の総額の変更登記に関する取扱等に関する柔軟な対応

「地域医療介護総合確保基金」を活用した介護施設等の感染拡大防止対策

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入、介護施設等の消毒・洗浄、高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発、簡易陰圧装置・換気設備の設置に必要な費用を補助する。

■補助内容

① 都道府県の消毒液等購入費

- 介護現場では、感染経路の遮断が重要であるが、それに伴い必要な一般用マスク、消毒液等の需給が逼迫し、介護施設等が自力で購入できない状況を踏まえ、都道府県が介護施設等へ配布する消毒液等の卸・販社からの一括購入に必要な費用について補助

② 介護施設等の消毒・洗浄経費

- 感染が疑われる者が発生した場合に、介護施設等内で感染が広がらないよう、利用者・従事者が触れる箇所や物品等の消毒・洗浄に必要な費用について補助



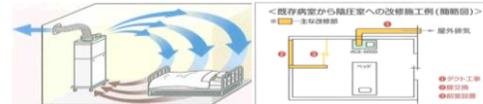
③ 地方自治体の広報・啓発経費

- 高齢障害者にも必要な情報が行き渡るよう、地方自治体の感染症予防の広報・啓発経費について補助
(例：視覚障害がある高齢者向けの点字パンフレット、高齢者が必ずしもインターネットを通じて情報入手するとは限らないため市町村報に折り込むチラシ)



④ 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費

- I 介護施設等において、感染が疑われる者が発生した場合に、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等に必要な費用について補助
- II 風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、介護施設等において、居室ごとに窓がない場合等にも、定期的に換気できるよう、換気設備の設置に必要な費用について補助



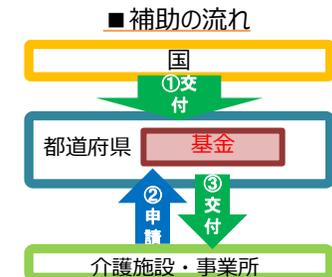
■補助対象施設 ①～③は全ての介護施設等、④は入所系の介護施設等

■補助率 国 2 / 3、都道府県 1 / 3

■補助上限額 ①～③は設定なし（都道府県が認める額）
④は1施設あたり、I：432万円×都道府県が認めた台数（定員が上限）II：4,000円/㎡

■補助実施主体 都道府県

■活用財源 地域医療介護総合確保基金



※ 機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

- 介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症による介護サービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要である。
- このため、介護サービス事業所・介護施設等が、関係者との連携の下、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行う。

対象

1. 介護サービス事業所等におけるかかり増し経費支援

- ①休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
 - ②利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等
 - ③濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
 - ・事業所・施設等の消毒・清掃費用
 - ・マスク、手袋、体温計等の衛生用品の購入費用
 - ・事業継続に必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用 等
- ※①～②の通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合は、上記に加えて訪問サービスを実施する場合の費用(④と同じ)に対して追加の補助が可能
- ④ ①～②以外の通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合
 - ・訪問サービス実施に伴う人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当
 - ・訪問介護事業所に所属する訪問介護員による同行指導への謝金 等

2. 上記「1」の①、②及び自主的に休業した介護事業所等との連携(※)に係るかかり増し経費支援

- (※)利用者を受け入れた連携先事業所等
- ・追加で必要な人員確保のための職業紹介料、(割増)賃金・手当、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用等
 - ・利用者引き継ぎ等の際に生じる、介護報酬上では評価されない費用 等

3. 都道府県等の事務費

補助額等

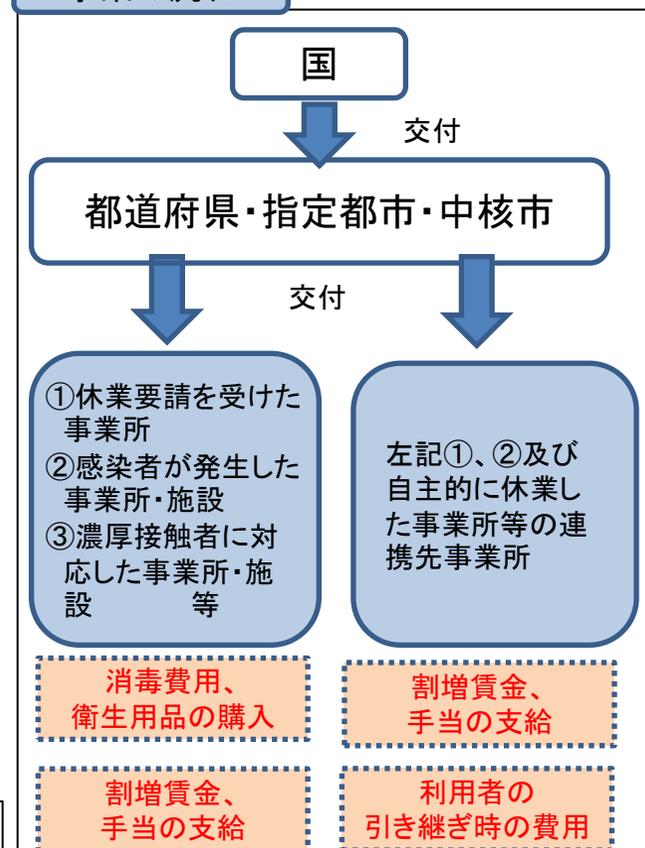
実施主体: 都道府県、指定都市、中核市

補助率 : 国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3

※地方負担分については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象

総事業費 : 103億円(国68.3億円 都道府県・指定都市・中核市 34.2億円)

事業の流れ



※1事業所・施設当たりの基準額を設定するとともに、それを超える場合は個別協議の枠組みもあり

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)

- 介護サービスは高齢者やその家族の生活を支え、高齢者の健康を維持する上で不可欠。今後は、感染による重症化リスクが高い高齢者に対する接触を伴うサービスが必要となる介護サービスの特徴を踏まえ、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要。
- そこで、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ介護サービスを再開し、継続的に提供するための支援を導入。
- また、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

事業内容

1 感染症対策の徹底支援

- 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供を支援【事業者支援】
(感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等の感染症対策実施のためのかかり増し費用)
- 今後に備えた都道府県における消毒液・一般用マスク等の備蓄や緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等に必要な費用【都道府県支援】

2 介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金の支給

- 新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者 と接する職員に対して慰労金(20万円)を支給
- 上記以外の施設・事業所に勤務し利用者 と接する職員に対して慰労金(5万円)を支給

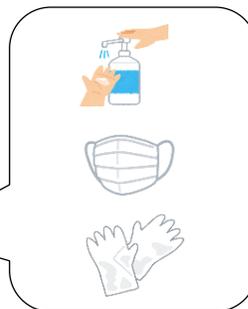
3 サービス再開に向けた支援

- ケアマネジャーや介護サービス事業所によるサービス利用休止中の利用者への利用再開支援(アセスメント、ニーズ調査、調整等) 等

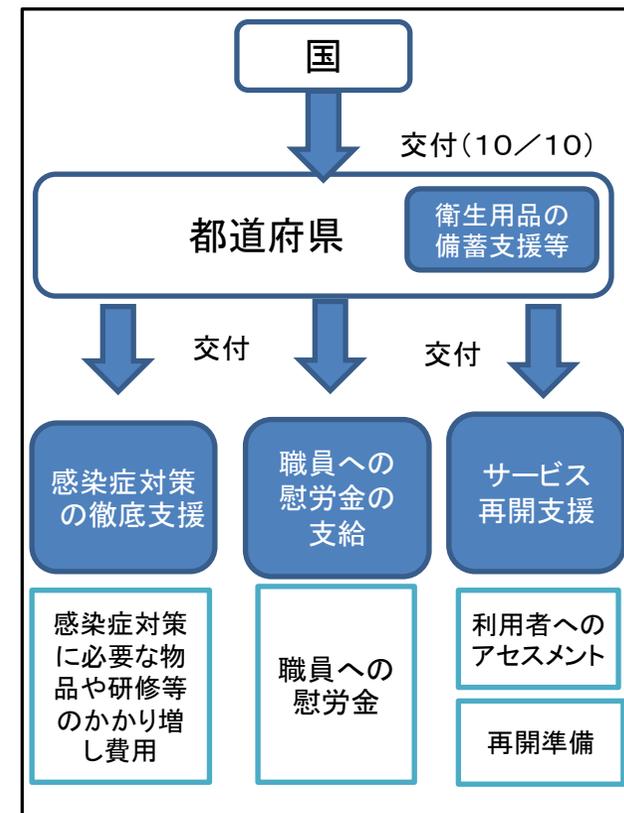
4. 都道府県の事務費

補助額等

実施主体: 都道府県
補助率 : 国 10/10



事業の流れ



介護分野における効果的な感染防止等の取組支援事業

令和2年度二次補正予算：約2.3億円

① 目的

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものであり、新型コロナウイルス蔓延下、緊急事態宣言下であっても、適切な感染防止対策を行った上でのサービス継続が求められる。また特に介護職員は、基礎教育過程において感染予防のための標準予防策を必ずしも学習しておらず、感染対策に関する不安や疑問を抱えて業務にあたっており、その他の職員も含め、精神的にも多大な負荷を負っている。本事業では、介護現場における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、事業者や介護従事者への各種支援を行う。

② 事業内容

- (1) 介護事業所の感染防止対策のための相談・支援事業（民間事業者に対する補助金10/10）
- (2) 介護施設及び介護事業所における感染症対策力向上事業（民間事業者に対する委託費）
- (3) 介護サービスの類型に応じた業務継続計画(BCP)作成支援事業（民間事業者に対する委託費）
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対応する介護施設等の職員のためのサポートガイドの作成・こころの相談事業（相談事業：民間事業者に対する補助金10/10、それ以外：民間事業者に対する委託費）

③ 事業イメージ

(1) 現場で感じた疑問等を随時相談できる窓口の設置

○気軽に質問できる感染対策相談窓口の設置

・事業所や職員からの質問に自動で回答する体制の整備

○専門家による相談支援

・事業所や職員、介護関係団体では解決できない内容について、感染対策の専門家による相談対応ができる体制を整備



(3) 事業継続計画(BCP)の策定支援

【BCP遂行】

○ガイドラインの作成

・有識者によるサービス類型(入所系、訪問系、通所系)に応じたガイドラインの作成

○指導者養成研修会の開催

・事業所におけるBCP策定促進につなげるよう研修プログラムを作成し指導者養成研修会を開催



【事業継続】

詳細は次ページ

(2) 感染対策のマニュアルの提供と専門家による研修等

○感染対策に関するマニュアルの作成

・学識者、介護現場の意見、既存資料も活用して作成

○研修の実施

・マニュアルに基づいた研修プログラムを作成し研修を実施
・感染症専門家が施設・事業所に赴き実地での研修を実施



(4) メンタルヘルス支援

○セルフケアのためのサポートガイド作成

・メンタルヘルス改善に積極的に取り組む事業所等の好事例を盛り込んだサポートガイドを作成し周知・広報



○専門家による相談支援

・職員の尊厳を重視し、事業所等で対応できない事例への専門家による相談窓口を設置
・医療機関等との連携体制を整備

安全・安心
介護

介護現場における感染対策の手引き等について

- 社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要。
- 今般、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場に必要な感染症の知識や対応方法など、介護現場における感染対策力の向上を目的に、「介護現場における感染対策の手引き（第1版）」等を作成。
- 介護職員の方においては、日常のケアを行う上での必要な感染対策の知識や手技の習得のための手引きとして、介護施設・事業所の施設長・管理者の方においては、その役割と感染管理体制の構築のための手引きとして活用が可能。

こちらのリンクから
閲覧できます！

介護現場における感染対策の手引き【第1版】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(第1版として令和2年10月1日時点の取りまとめ。感染症の流行や検査・治療等の変化に応じて見直し予定)

❖ ポイント

- 介護職員等が、感染症の重症化リスクが高い高齢者等に対して介護保険サービスを安全かつ継続的に提供するため、さらには職員自身の健康を守るため、感染対策の知識を習得して実践できるように、
- ✓ 着実な感染対策を実践できるよう基礎的な情報から、
感染症発生時におけるサービス提供時の注意点等を掲載
 - ✓ 感染管理体制を整備するために必要な基礎的な情報から
感染管理体制の在り方および感染症発生時の対応等について掲載

❖ 主な内容

「第Ⅰ章総論」「第Ⅱ章新型コロナウイルス感染症」「第Ⅲ章感染症各論」「第Ⅳ章参考」の4部構成

- ・ 感染症の基礎知識
- ・ 日頃からの感染対策と感染症発生時の対応
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応
- ・ 各種感染症における対応 等



介護現場における
感染対策の手引き
第1版

厚生労働省老健局
令和2年10月

介護職員のための感染対策マニュアル 感染対策普及リーフレット

マニュアル

手引きの概要版として、介護職員向けにポイントを掲載
(施設系・通所系・訪問系ごとに作成)

リーフレット

手洗いや排泄物・嘔吐物処理の手順等をわかりやすく掲載
「見てすぐ実践！」ができるように、ポスターとしても利用可能



「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」を活用した介護施設等の感染拡大防止対策

令和2年度一次補正予算:42億円

介護施設等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、**多床室の個室化に要する改修に必要な費用を補助**する。

■補助内容

介護施設等の多床室の個室化に要する改修費

事業継続が必要な介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化（※）に要する改修費について補助

- ※可動の壁は可
- ※天井と壁の間に隙間が生じることは不可

■補助対象施設

入所系の介護施設・事業所

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所

■補助率 **定額補助**

■補助上限額 **1 定員あたり97.8万円**

■補助実施主体 **地方自治体**

定員30人以上の広域型施設は都道府県（指定都市・中核市を含む）
定員29人以下の地域密着型・小規模型施設は市区町村（指定都市・中核市を含む）

■活用財源 **地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金**

※機動的に支援できるよう、新型コロナウイルス発生後、かつ、緊急的に着手せざるを得なかった事業に限り、内示日前のものも補助対象



■補助の流れ



社会福祉施設等の介護職員等の確保支援

令和2年度一次補正予算:4.1億円

事業目的

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、小学校等の臨時休業や社会福祉施設等で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染等することにより、社会福祉施設等で働く介護職員等の出勤が困難となった場合、職員が不足する社会福祉施設等に他の社会福祉施設等から応援職員を派遣し、社会福祉施設等のサービス提供を継続する。

実施主体

都道府県又は都道府県が適当と認める団体

補助内容・補助率

「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の特別対策事業(社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業)」として以下を実施することとし、定額補助とする。

①介護職員等の応援派遣の調整

職員が不足する施設と応援派遣の協力が可能な施設間での派遣調整を行う。(派遣調整に係る事務費)

②介護職員等の応援派遣

社会福祉施設等のサービス提供を継続するため、介護職員等の応援職員を職員が不足している社会福祉施設等へ派遣する。(応援職員の旅費、宿泊費用など。人件費部分は介護報酬等に対応)

< 事業スキーム >

厚生労働省

補助

都道府県
又は
都道府県が適当と認める団体

応援職員の派遣調整

応援職員の派遣

職員が不足している社会福祉施設等



新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて①

- 災害時の対応を基本としつつ、今般の新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等にあたって、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、状況に鑑みてさらに柔軟な取扱いを可能としており、主な取扱いは以下のとおり。

1. 基本的な事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いが可能
- 訪問介護の特定事業所加算等の算定要件等である定期的な会議の開催等について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応可

2. 訪問サービスに関する事項

<訪問介護について>

- 複数回の訪問を行う場合について、新型コロナウイルスの影響により訪問の頻度を増やす必要がある場合、各回の間隔がおおむね2時間未満となる場合であっても、それぞれの所要時間を合算せずに各回の報酬を算定可
- 生活援助サービスについて、感染リスクを下げるため訪問時間を短くする工夫を行った結果、提供時間が20分未満となった場合、生活援助中心型20分以上45分未満の報酬を算定可（訪問看護も同様の考え方で対応）
- 身体介護サービスについて、感染リスクを下げるため訪問時間を短くする工夫を行った結果、訪問介護計画に位置づけられた標準的な時間を下回った場合でも、標準的な時間で算定可
- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に訪問介護員の資格を有する者を確保できないと判断できる場合、訪問介護員の資格のない者であっても、高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、サービス提供に支障がないと認められる者であれば、訪問介護員として従事可
- 外出自粛要請等の影響で、生活援助の時間（20分以上45分未満）が、45分を大きく超えた場合に、利用者から請求前に同意が得られ、ケアマネが必要と認めたときは、45分以上の単位数を算定可
- 訪問介護事業所が保健師、看護師、准看護師の専門職の協力の下、同行訪問による支援を受ける場合、利用者又はその家族等からの事前の同意を得たときには、2人の訪問介護員等による訪問を行った場合と同様に、100分の200に相当する単位数を算定することが可

<訪問入浴介護について>

- 新型コロナウイルス感染が疑われる者等への入浴介助として清拭を行う場合、減算せずに算定可

<訪問看護について>

- 新型コロナウイルス感染症への懸念から訪問を控えるよう利用者等から要請され、医療上の必要性を説明し、なお控えるよう要請があった場合は、当該月の訪問実績があり、主治医への指示の確認等を行った上で、看護師が、電話等により本人の病状確認や療養指導を行った場合、20分未満の訪問看護費を週1回に限り算定可

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて②

3. 通所サービスに関する事項

<通所系サービスについて>

- 休業となった事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用して、指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合、通常提供しているサービス費と同様に、サービス提供時間等に応じ介護報酬を算定可
- 指定を受けたサービスの形態を維持しつつ、時間が最も時間の短い報酬区分で定められた時間を下回ったときは、当該最も短い時間の報酬区分で算定可
- 事業所が休業している場合に、居宅を訪問し、できる限りのサービスを提供した場合、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定可
- ①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供のサービスを適宜組み合わせる場合も、柔軟な取扱い可
- 通所介護事業所等が、利用者の健康状態等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置付けた利用日については、休業の要請を受けた場合は1日2回まで、休業の要請を受けていない場合は1日1回まで、相応の介護報酬の算定が可能
 - ※ 通所リハビリテーション事業所は、電話により確認した場合、初回のみ可
- 介護予防通所リハビリテーション事業所が月途中で休業した場合は、月額報酬を日割りで計算して算定
- 通所リハビリテーション事業所が休業した場合、退院・退所日又は認定日から3月以内という要件に該当しない場合であっても、再開日から3月以内は短期集中個別リハビリテーション実施加算を算定可
- 介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合には新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、令和2年6月1日付け事務連絡「介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に記載のある算定方法により算定される回数について、提供したサービス提供時間の区分に対応した報酬区分の2区分上位の基本報酬を算定可
(短期入所系は、3日に1回、緊急短期受入加算を算定可)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて③

4. 居宅介護支援等に関する事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、ケアプランで予定されていたサービス利用等がなくなった場合でも、必要なケアマネジメント業務を行い、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、居宅介護支援費の請求可
- 通所介護事業所が、新型コロナウイルス感染症対策として、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、サービス担当者会議の実施は不要とすることが可。居宅サービス計画に係るサービス内容の記載の見直しは、サービス提供後でも差し支えない。
- 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点からやむを得ない理由があり、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱い可
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、介護支援専門員実務研修の実習について、具体的な実施方法については、都道府県で柔軟に判断可
- 特定事業所加算（1）を算定している事業所が新型コロナウイルス感染症の影響で体制縮小等を行った他の事業所の利用者を引き継いだ場合、当該利用者は算定要件の割合計算の対象外として可

5. 施設サービスに関する事項

<介護老人保健施設について>

- 都道府県等が、公衆衛生対策の観点から入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業等を要請した場合、基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱い可

6. その他の事項

<地域密着型サービスについて>

- （看護）小規模多機能型居宅介護において、新型コロナウイルス感染症への対策により、サービス提供が過少となった場合、減算しないこととして可
- （看護）小規模多機能型居宅介護の訪問体制強化加算について、新型コロナウイルス感染症による影響により、利用者の訪問サービスの利用控えなどからやむを得ず延べ訪問回数が200回未満となった場合でも、影響を受ける前から当該加算を算定していた事業所については、引き続き加算を算定することが可。
- 認知症介護実践者等養成事業で修了することを義務づけられている各種研修の開催について、新型コロナウイルス感染症への対応として延期することが可。この場合、人員基準違反・欠如減算としない取扱いとして差し支えない。

<介護職員（等特定）処遇改善加算について>

- 介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書の期限までの提出が難しい場合、指定権者に対し、4月15日までに説明することで、4月サービス提供分より算定可（5、6月分も準じた取扱いが可）。
- 令和元年度に取得した介護職員（等特定）処遇改善加算の実績報告書について、新型コロナウイルス感染症への対応により期限までの提出が難しい場合、提出期限を8月末まで延長可。

医療・福祉事業に対する無利子・無担保等の危機対応融資の拡充

令和2年度一次補正予算: 1,250億円(財政融資資金)

41億円(政府出資金)

事業内容

新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りについて、(独)福祉医療機構による無利子・無担保等の優遇融資を実施する。

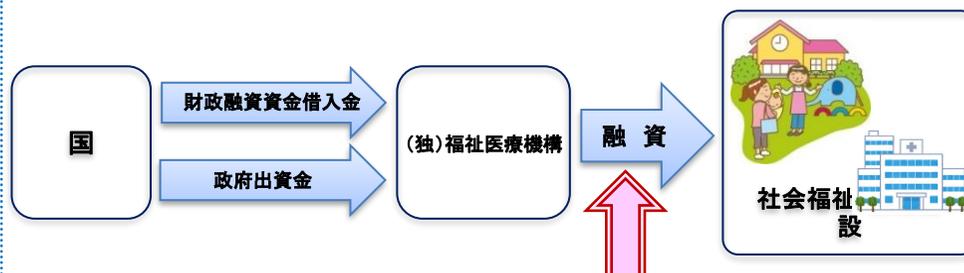
実施主体

独立行政法人 福祉医療機構

拡充内容

- 無利子・無担保等の優遇融資を実施するため、**貸付原資を1,250億円積み増す(2,594億円⇒3,844億円)**とともに、(独)福祉医療機構に対して**41億円の政府出資**を行い、財政基盤を強化する。
- 既往の貸付金に係る返済猶予期間について、**最長3年6か月を限度として延長**を行う。
- 繰上償還に伴う弁済補償金を免除することにより、事業者の将来負担の軽減を図る。

施策のスキーム



貸付条件の優遇(無利子、無担保等)を行うことで、医療・福祉事業者の資金繰りを支援

優遇融資

福祉貸付

	優遇融資	(参考)通常融資
融資率	100%	70~80%
限度額	なし(無担保6,000万円)	なし
貸付利率	当初5年間 3,000万円まで:無利子 3,000万円超の部分は0.200% ≪6年目以降≫0.200%	0.801%
償還期間	15年以内	1年以上3年以内
据置期間	5年以内	6ヶ月以内

医療貸付

	優遇融資	(参考)通常融資
融資率	100%	70~80%
限度額	病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、 それ以外の施設4千万円(無担保3億円)	老健1千万円、 診療所300万円
貸付利率	当初5年間 1億円まで:無利子 1億円超の部分は0.200% ≪6年目以降≫0.200%	0.801%
償還期間	15年以内	1年以上3年以内
据置期間	5年以内	6ヶ月以内

医療・福祉事業に対する無利子・無担保等の危機対応融資の拡充

令和2年度 第二次補正予算: 1兆3,200億円(財政融資資金)/328億円(政府出資金)/2.2億円(運営費交付金)

実施主体

独立行政法人 福祉医療機構

事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、(独)福祉医療機構による無利子・無担保等の優遇融資を行うために必要な財政融資資金を積み増すとともに、無利子・無担保枠の拡充などの支援策を強化する。

拡充内容

- 医療機関等における融資の利用が進んでいるため、**貸付原資を1兆3,200億円積み増す(3,844億円⇒1兆7,044億円)**とともに、(独)福祉医療機構に対して**328億円の政府出資(41億円⇒369億円)**を行い、財政基盤を強化する。あわせて、審査体制の拡充を行う。
- 無利子・無担保での融資枠を拡大するとともに、医療貸付における貸付限度額の引き上げを行う。

優遇融資

赤字部分について拡充

福祉貸付	優遇融資	(参考)通常融資	医療貸付	優遇融資	(参考)通常融資
融資率	100%	70~80%	融資率	100%	70~80%
限度額	なし	なし	限度額	病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4千万円又は「当該医療機関等の前年同月からの減収の12か月分」の高い方	老健1千万円、診療所300万円
無担保	6,000万円 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設(地域密着型を除く)1億円	-	無担保	①コロナ対応を行う医療機関:「病院3億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の6か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関:「病院3億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の3か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設:病院3億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円	-
貸付利率	当初5年間 6,000万円まで:無利子 6,000万円超の部分は0.200% ≪6年目以降≫0.200% 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設(地域密着型を除く) 当初5年間 1億円まで:無利子 1億円超の部分は0.200% ≪6年目以降≫0.200%	0.801%	貸付利率	当初5年間 ①~③まで:無利子/①~③超の部分は0.200% ①コロナ対応を行う医療機関:「病院1億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の2か月分」の高い方 ②政策医療を担う医療機関:「病院1億円、診療所4,000万円」又は「当該医療機関の前年同月からの減収の1か月分」の高い方 ③ ①・②以外の施設:病院1億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設4,000万円 ≪6年目以降≫0.200%	0.801%
償還期間	15年以内	1年以上3年以内	償還期間	15年以内	1年以上3年以内
据置期間	5年以内	6ヶ月以内	据置期間	5年以内	6ヶ月以内

新型コロナウイルス感染症を踏まえた社会福祉法人の運営への対応

○ 新型コロナウイルス感染症の状況下において、社会福祉法人の運営に係る諸手続が適切に履行されるよう、本年3月以降、以下のような柔軟な取扱いを示している。

1. 理事会・評議員会の開催時期の柔軟な取扱い

→ 理事会・評議員会について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難な場合には、可能になり次第、速やかに開催すれば足りることとした。

2. 理事会・評議員会のオンライン開催等の推奨

→ 理事会・評議員会は、音声が即時に伝わり、適時的確な意見表明ができれば良く、「社会福祉法人指導監査ガイドライン」において示すテレビ会議のほか、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれるという解釈を示した。

3. 所轄庁への各種届出書類の提出期限等の柔軟な取扱い

→ 以下の書類の作成、所轄庁への提出期限(6月末日)等について、柔軟に取り扱うこととした。

- (1) 計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書
- (2) 財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書
- (3) 社会福祉充実計画

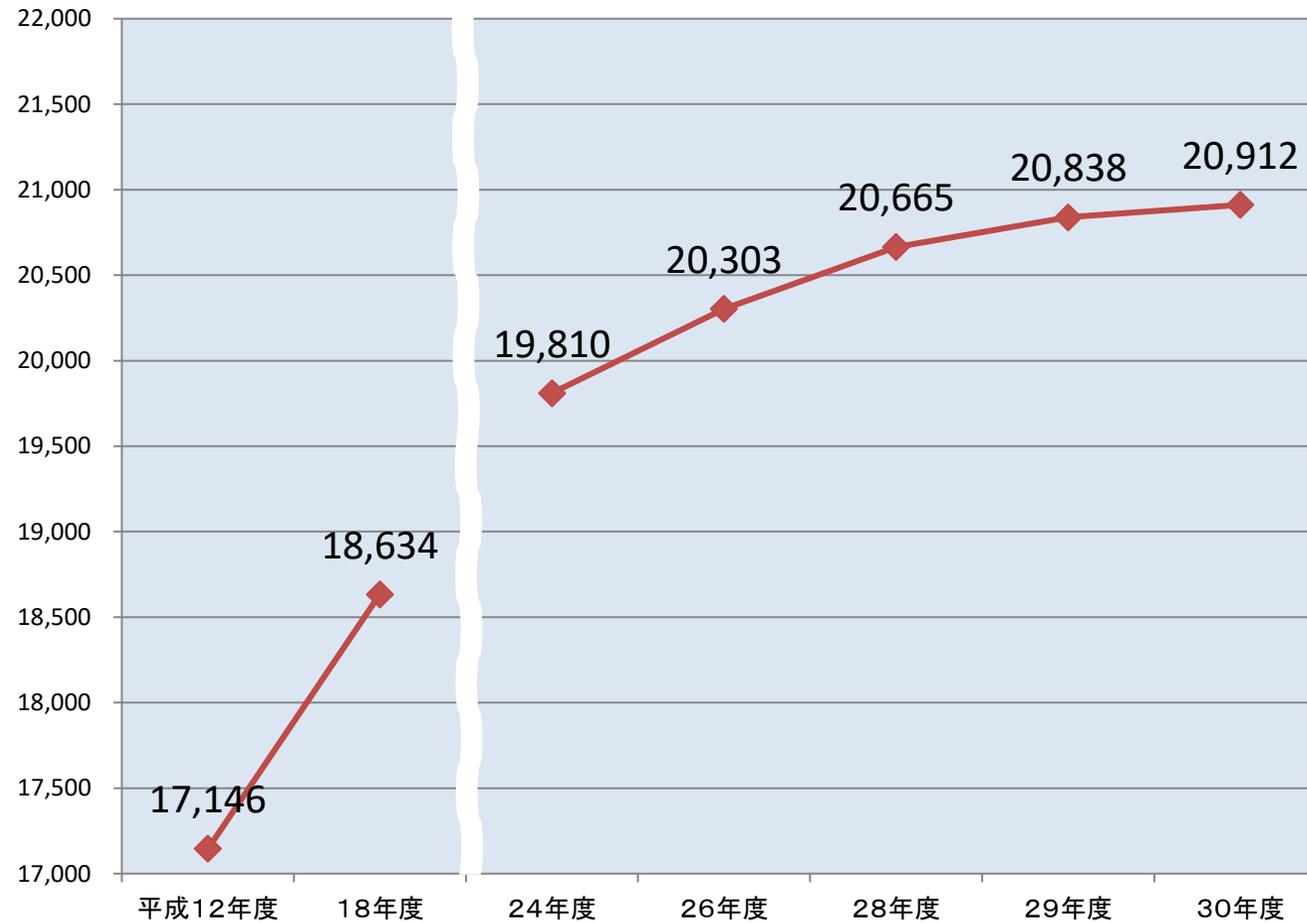
4. 資産総額の変更の登記期限の柔軟な取扱い

→ 資産の総額の変更の登記期限(6月末日)について、柔軟に取り扱うこととした。

2. 社会福祉法人の現状

社会福祉法人数の推移

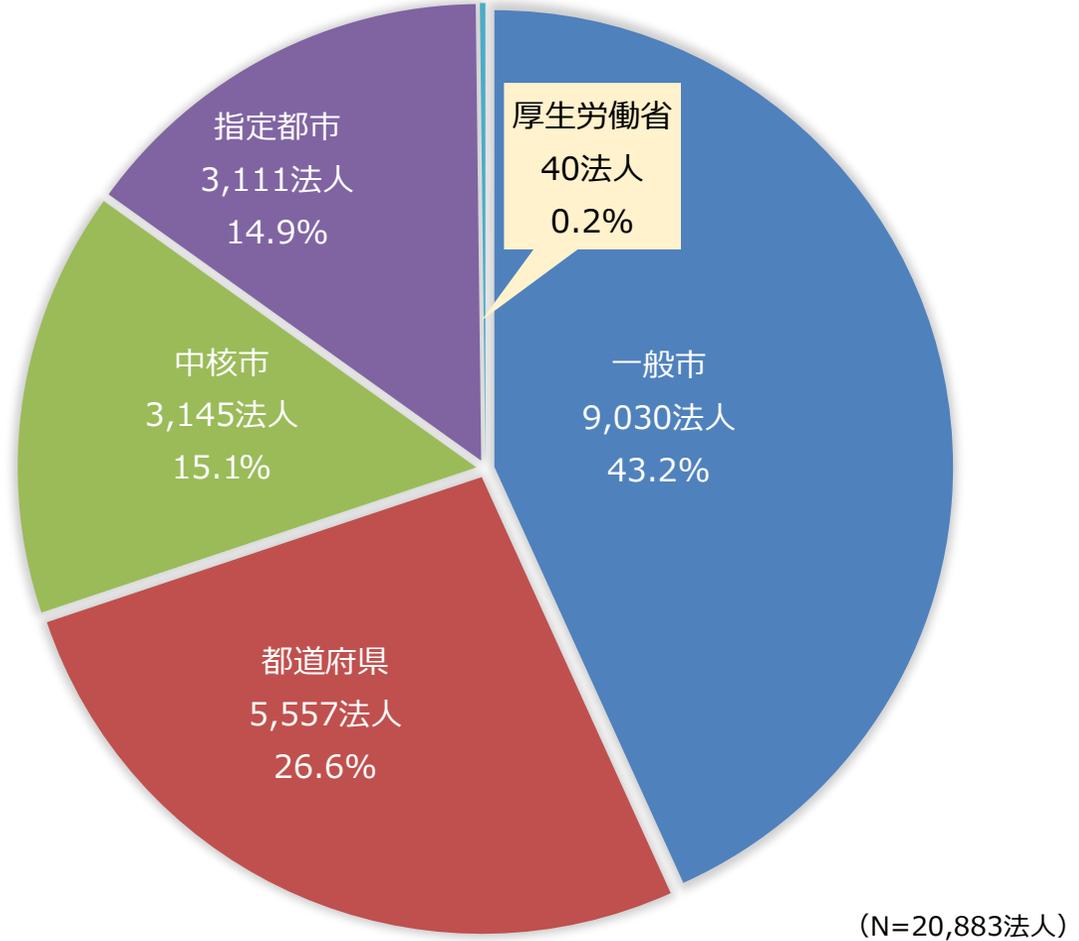
○ 社会福祉法人の数は、多少鈍化はしているもの、引き続き年間70件程度のペースで増加している。



※出典：厚生労働省福祉行政報告例(国所管は厚生労働省社会・援護局福祉基盤課調べ)

社会福祉法人数の所轄庁別法人数(令和元年度)

区分	所轄庁数	所管法人数
都道府県	47	5,557
指定都市	20	3,111
中核市	58	3,145
一般市	736	9,030
厚生労働省	1	40
合計	862	20,883



・一般市（43.2%）が最も多く、次いで、都道府県（26.6%）、中核市（15.1%）、指定都市（14.9%）、厚生労働省（0.2%）と続いている。

※社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムに届出された現況報告書等（令和元年度）の集約結果による。

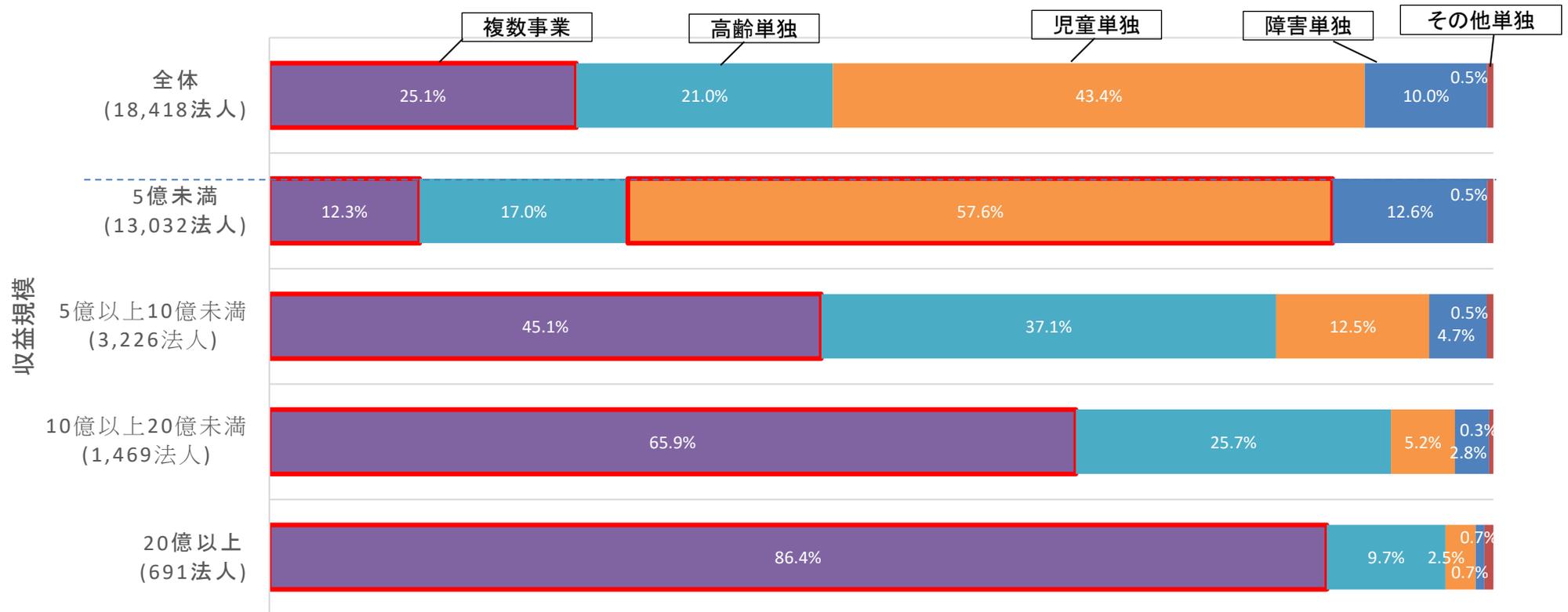
社会福祉法人の事業展開

○社会福祉法人の事業分野については、収益規模が5億未満の場合は約88%が単独事業分野を実施しているのに対し、20億以上の場合は、約86%が複数の事業分野を実施している。

○収益規模が5億未満の社会福祉法人について、児童福祉分野のみを行う法人の割合が多い。

○ 収益規模別、社会福祉事業分野別の社会福祉法人の割合

※各法人が実施している社会福祉事業について、高齢、児童、障害、その他の4分野に分けて集計（複数の分野を実施している場合は、「複数事業」として分類）



※平成31年4月1日時点の現況報告書(福祉医療機構現況報告書開示システムより、厚生労働省福祉基盤課にて集計)
 ※社会福祉協議会、一部データに不備のある法人を除く。

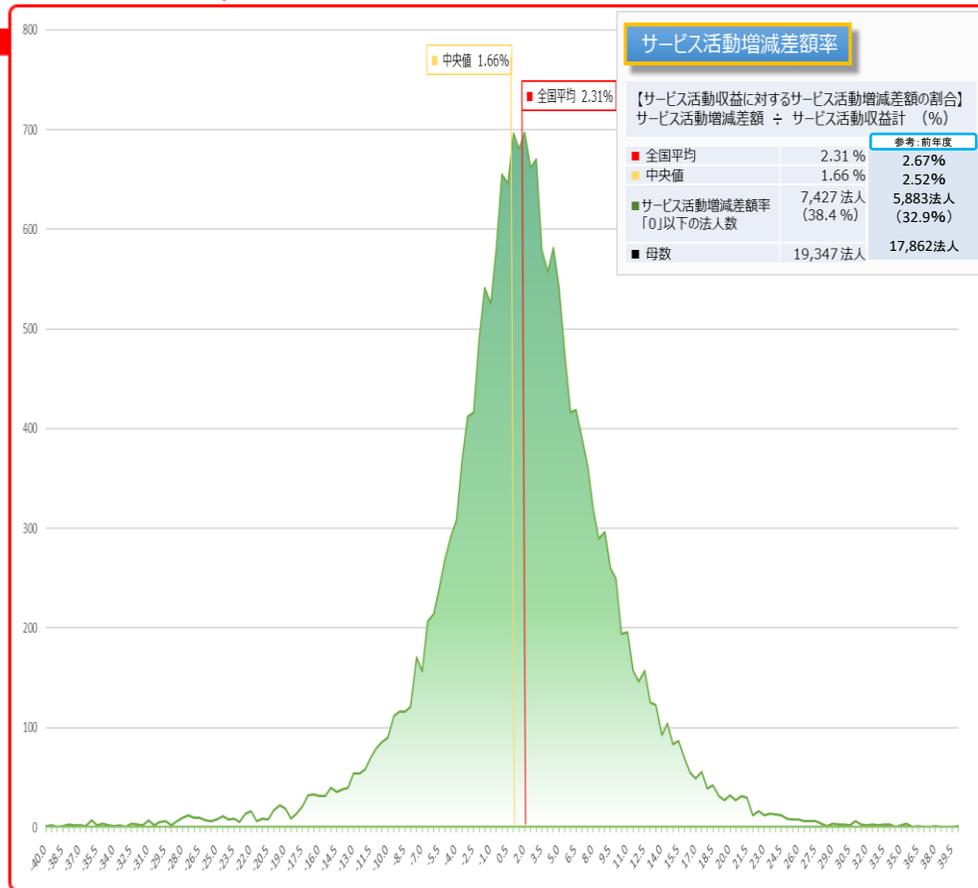
社会福祉法人の経営状況

①指標名をクリック

サービス活動増減差額率

全国平均	2.31%
中央値	1.66%
母数	19,347 法人

経営指標			
経営状態	収益性	サービス活動増減差額率	
		経常増減差額率	
	安定性・継続性	短期安定性	職員一人当たりサービス活動収益
			流動比率
			当座比率
	長期継続性		現金預金対事業活動支出比率
			純資産比率
			純資産比率（正味）
			固定長期適合率
			固定比率
			借入金比率
			借入金償還余裕率
	資金繰り		借入金償還余裕率（正味）
			債務償還年数
			事業活動資金収支差額率
			事業未収金回転期間
			事業未払金回転期間
	合理性	費用	人件費比率
			人件費・委託費比率
			事業費比率
		事務費比率	
		支払利息率	
		付加価値率	
		減価償却費比率	
		国庫補助金等特別積立金取崩額比率	
資産			正味金融資産額
			正味金融資産額・減価償却累計額比率
		固定資産老朽化率	
効率性		総資産経営増減差額率	
		事業用固定資産回転率	
経営自立性	自己収益比率		



※ 経営指標については、日本公認会計士協会（非営利法人委員会）が平成30年7月18日に改正した非営利法人委員会研究報告第27号「社会福祉法人の経営指標～経営状況の分析とガバナンス改善に向けて～」を参考に集約したものです。

サービス活動増減差額率 【サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合】

サービス活動増減差額 ÷ サービス活動収益計（%）

サービス活動収益に対するサービス活動増減差額の割合である。

社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の取組状況等について

＜制度改革の主な内容＞

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置
- 一定規模以上の法人への会計監査人の設置 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記 等

3. 財務規律の強化

- 社会福祉充実財産の計画
- 社会福祉充実計画の策定 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 責務規定の法定化と取組の普及

5. 行政の関与の在り方

- 法人監査のルールの明確化（ガイドラインの策定・公表と、継続的な見直し） 等

＜取組の状況＞

- 経過措置期間満了（令和2年3月31日）までの評議員の確保に向けた支援策等の周知
- 会計監査人の設置については、収益30億円/負債60億円超の387法人において設置済み（令和元年12月調査時点）

- 電子開示システム等を通じ、計算書類等の公表等を推進
- 20,713法人（99.0%（登録法人数：20,912法人に対する割合））が電子開示システム等を通じた届出を行っている（平成31年度4月1日時点）

- 社会福祉充実計画策定状況等調査により、社会福祉充実計画の策定状況等について把握
- 2,045法人（約10%）で策定され、充実財産の総額は約4,546億円（令和元年度調査時点）

- 地域における公益的な取組に関する実践事例の収集・分析等を行い、現場への周知等を実施（平成30年度）
- 引き続き、取組状況に関する実態把握等により、地域における公益的な取組の更なる推進を図る

- 指導監査要綱等について、昨年6月に、東京で説明会を開催
- 現場の状況を踏まえて見直しを検討することとしており、所轄庁等から意見を聴取し、改善を図る

令和元年度における「社会福祉充実計画」の策定状況等について（速報版）

○ 社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産から事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除する計算を行い、これを上回る財産（社会福祉充実財産）が生じる場合には、既存事業の充実又は新規事業の実施を内容とする社会福祉充実計画を策定し、これに従って当該財産を再投下しなければならない。

○ 令和元年度における社会福祉充実計画の策定状況等について、所轄庁を通じて、令和元年12月1日時点で調査（※）した。

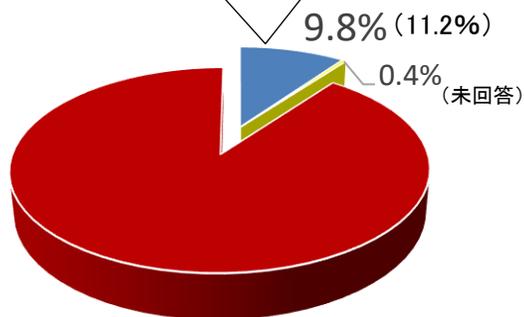
- ・ 社会福祉充実計画を有すると回答した法人は、**2,045法人、9.8%**で前年度より**減少**。
- ・ 社会福祉充実計画を有すると回答した法人の社会福祉充実財産の総額は**4,546億円**で、前年度より**390億円の減**。

※ 令和2年3月時点有効回答：2,045／2,127法人＝96.1%（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータにおいて充実財産を有する法人（2,160法人）から、社会福祉充実計画策定に係る費用が社会福祉充実財産を上回ることが明らかな場合等により、当該計画の策定が不要であることが確認できた法人（33法人）を除く。）

※社会福祉充実計画の事業内容別事業費等について、現在集計中。

1. 社会福祉充実計画の有無

社会福祉充実計画を有すると回答した法人は、**2,045法人**（2,192法人）。



※ 福祉行政報告例による平成31年3月末時点の社会福祉法人数（**20,912法人**）を分母とした割合
 なお、（ ）内は平成30年度調査において、「社会福祉充実財産あり」と回答した法人数とその割合（N=19,652法人）

2. 社会福祉充実計画を有する法人の社会福祉充実財産の総額

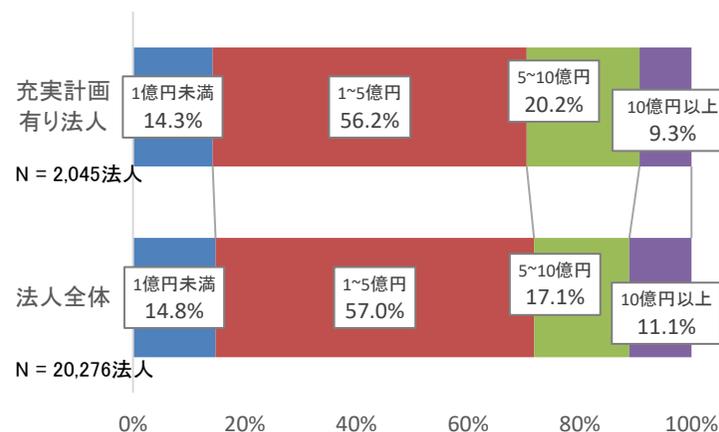
N = 2,045法人

令和元年度調査時点における
社会福祉充実財産の総額

4,546億円（4,939億円）

※（ ）内は平成30年度調査時点における社会福祉充実財産の総額（N = 2,192法人）

3. 社会福祉充実計画を有する法人の収益規模別法人数

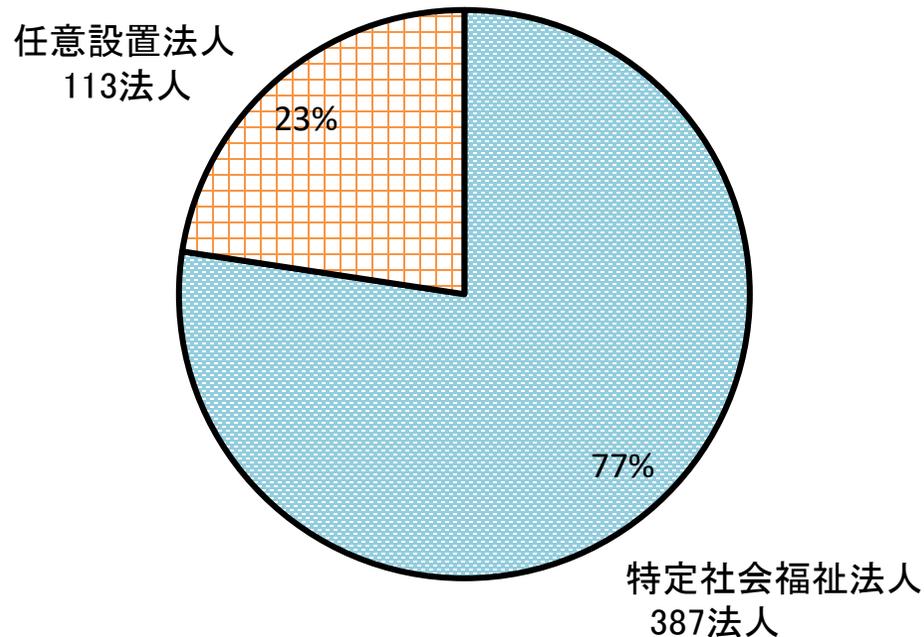


令和元年度（12月1日時点）における会計監査人の設置状況

会計監査人設置法人数割合（令和元年度）

500法人／20,912法人

※法人総数は平成30年度末現在（福祉行政報告例）



※ 特定社会福祉法人とは、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人。任意設置法人とは、特定社会福祉法人以外の法人で定款上会計監査人を位置づけている法人。

	対象法人数	会計監査人設置法人数	設置割合
収益30億以上 又は負債60億以上	387	387	100.0%
収益20億以上 又は負債40億以上	356	41	11.5%
収益10億以上 又は負債20億以上	1,596	24	1.5%
収益10億未満 かつ負債20億未満	18,544	48	0.3%

（注）対象法人数は、社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムに届出された現況報告書等（令和元年度）の集約結果によるため、20,912法人と一致しない。

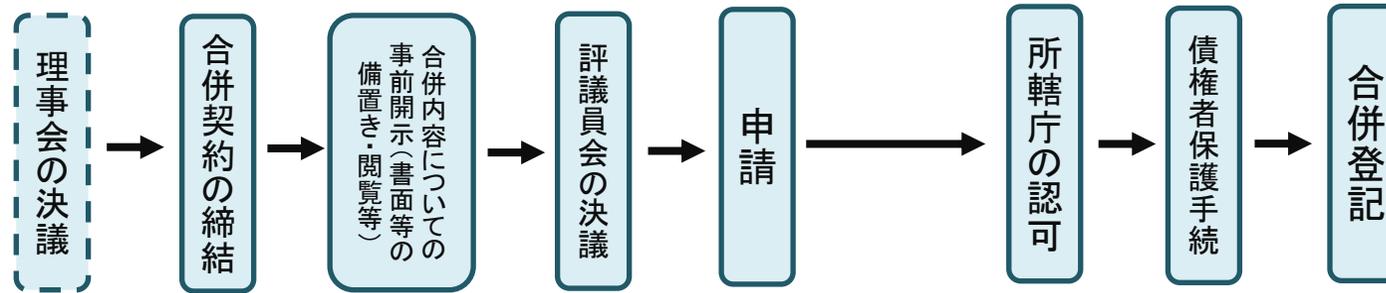
社会福祉法人の法人合併の現状

○社会福祉法人は、10年前に比して、約1割増加している。合併認可件数は、年間10～20件程度で推移している。

○平成28年の社会福祉法人制度改革において、一般財団法人を参考に、合併に関する規定の整備を行った(平成29年4月施行)。

(※)合併契約に関する事項(記載事項、備置き・閲覧義務、承認手続等)の規定追加、合併・法人の種別(吸収合併(消滅法人・存続法人)、新設合併(消滅法人・設立法人))毎に必要な手続の規定追加 等

○ 社会福祉法人の法令上の合併の手続き



○ 合併認可件数(年度別)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	8	19	6	16	6	14	9	22	10	12

※出典:福祉行政報告例。ただし、社会福祉協議会・共同募金会・社会福祉事業団の件数を除く。

合併の種類、合併理由

○合併を行った社会福祉法人に対して実施した調査では、合併目的について、「業績不振法人の救済のため」との回答が最も多く、次いで、「人的資源の効率化、合理化のため」との結果であった。

○また、合併消滅法人の収益規模は、9割以上が5億円未満との回答であった。

合併目的(重複回答可)	回答件数	割合
業績不振法人の救済のため	44	84.6%
人的資源の効率化、合理化のため	24	46.2%
財務資源の効率化、合理化のため	20	38.5%
役員の後継者不足のため	10	19.2%

合併存続法人の実施事業	回答件数	割合
高齢	31	59.6%
障害	32	61.5%
児童	21	40.4%
その他	23	44.2%

合併存続法人の収益規模	回答件数	割合
1億円以上5億円未満	16	30.8%
5億円以上10億円未満	14	26.9%
10億円以上	20	38.5%

※他に規模の記載が無い法人が2ある。

○合併目的(その他の回答)

- ・質の高い多様な福祉サービスを総合的に推進するため。
- ・多様な支援機能を有することで、複雑化する対象者の支援ニーズに応えるため。
- ・領域の拡大に伴う一体的な福祉の増進

等

合併消滅法人の実施事業	回答件数	割合
高齢	28	53.8%
障害	17	32.7%
児童	26	50.0%
その他	14	26.9%

合併消滅法人の収益規模	回答件数	割合
1億円未満	12	23.1%
1億円以上5億円未満	35	67.3%
5億円以上10億円未満	3	5.8%
10億円以上	2	3.8%

※厚生労働省社会・援護局福祉基盤課実施アンケート結果(平成31年2月)
有効回答:52(一部項目に不備のある回答を含む。)

社会福祉法人の解散の状況について

- 社会福祉法人は、①評議員会の決議、②定款に定めた解散事由の発生、③目的たる事業の成功の不能、④合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）、⑤破産手続開始の決定、⑥所轄庁の解散命令 によって解散する。（社会福祉法第46条第1項）
- ①評議員会の決議又は③目的たる事業の成功の不能による解散は、解散の理由及び残余財産の処分方法を記載した申請書に財産目録や貸借対照表等を添付し、所轄庁に提出し、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。
※②定款に定めた解散事由の発生又は⑤破産手続開始の決定による解散の場合、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 社会福祉法人の解散認可又は認定件数は年間9件程度、解散命令件数は年間0～1件程度で推移している。

○ 解散認可又は認定件数(年度別)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	8	7	6	15	4	8	6	16	11	9

○ 解散命令件数(年度別)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0

※出典：福祉行政報告例。

3. 社会福祉法人制度の今後の方向性

○ 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日 閣議決定）

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(医療・介護サービスの生産性向上)

(略) 人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。

○ 経済政策の方向性に関する中間整理（平成30年11月26日 未来投資会議・まち・ひと・しごと創生会議・経済財政諮問会議・規制改革推進会議）

第2章 成長戦略の方向性 2. 全世代型社会保障への改革

③疾病・介護予防（保険者の予防措置へのインセンティブ）及び次世代ヘルスケア（「いつでもどこでもケア」）

(2) 次世代ヘルスケア（「いつでもどこでもケア」）

(複数の医療法人・社会福祉法人の合併・経営統合等)

・経営の安定化に向けて、医療法人・社会福祉法人それぞれの経営統合、運営の共同化の方策や、医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。

○ 成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日 閣議決定）

Ⅱ. 全世代型社会保障への改革 5. 次世代ヘルスケア (2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保 ③ 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化

イ) 医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

・社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、2019年度中に結論を得る。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求められることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

社会福祉連携推進法人制度の創設

- 人口動態の変化や福祉ニーズの複雑化・複合化の中で、社会福祉法人は、社会福祉法人の経営基盤の強化を図るとともに、こうした福祉ニーズに対応することが求められている。
- このため、社会福祉法人間の連携方策として、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」、「社会福祉法人の新設」に加え、新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」を創設する。

(※) 合併認可件数は、年間10～20件程度。

(→ 社会福祉法人等が、法人の自主的な判断のもと、円滑に連携・協働しやすい環境整備を図る。)

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

【社員総会】(連携法人に関する事項の決議)

↑ 連携法人の業務を執行

【理事会】(理事6名以上及び監事2名以上)

意見具申
(社員総会、理事会は意見を尊重)

【評議会】

(地域関係者(福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、地域福祉の実情を知る専門家等)の意見の集約)

要件を満たしたものを認定・監督

※ 所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいずれか)社会福祉法人と同様、事業区域等により決定。

【社員の範囲】

- ・ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者
- ・ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者

【社会福祉連携推進業務】

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付
- ・ 福祉人材不足への対応(福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備、物資の共同購入

※ 人材確保の業務の一環として、連携法人の社員(社会福祉事業を経営する者)が行う労働者の募集の委託について、一定の要件のもと、労働者の委託募集の特例を認める。

※ 社会福祉連携推進法人は、上記以外の業務について、社会福祉連携推進業務への支障を及ぼす恐れがない範囲で実施可能。社会福祉事業を行うことは不可。

社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較

		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。 	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定（都道府県、市町村）	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
社会福祉連携推進法人		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ➢ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ➢ 社会福祉事業を行うことは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ➢ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重(社会福祉法人への貸付等の業務では一定の制約の必要性を検討) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 限定なし(活動区域は指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
(法人レベル) 合併 (施設レベル) 事業譲渡		<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更に伴うため合意形成に時間を要する。(合併は年間10件程度) 	(合併) ・社会福祉法人(事業譲渡) ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による

低

連携・結合の度合い

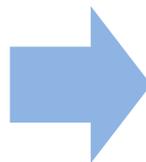
高

社会福祉連携推進法人の活用例①【地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援】

【課題】

福祉ニーズの多様化の中で、地域共生社会の推進に対応できる法人が地域にない。個々の法人での対応が限定的になっている。

小規模法人において「地域における公益的な取組」を単独で実施する余力がない。



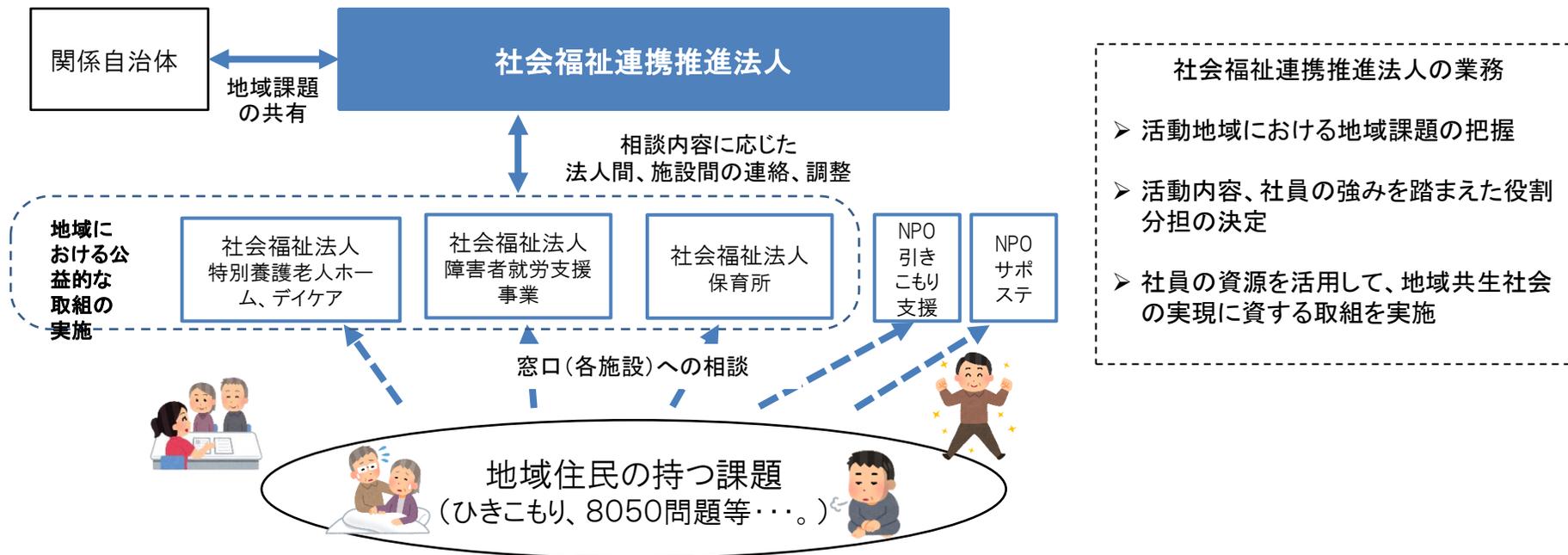
【対応策】

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を活用した、社協を中心とした法人間連携

合併等まで至らないが、地域共生社会に資するより強い連携が可能な制度

異なる種別の施設の統合を希望する法人が円滑に取り組めるための合併、事業譲渡等のガイドラインの改定

(例)各社員(施設)を相談窓口として、地域の多様な福祉ニーズに対応



社会福祉連携推進法人の活用例②【災害対応に係る連携体制の整備】

【課題】

災害時における施設の継続や、被災後の受け入れ先に課題がある。

災害時に、地域の福祉に関する避難場所として期待が寄せられる存在であるが、災害支援拠点として準備、体制準備が十分でない。

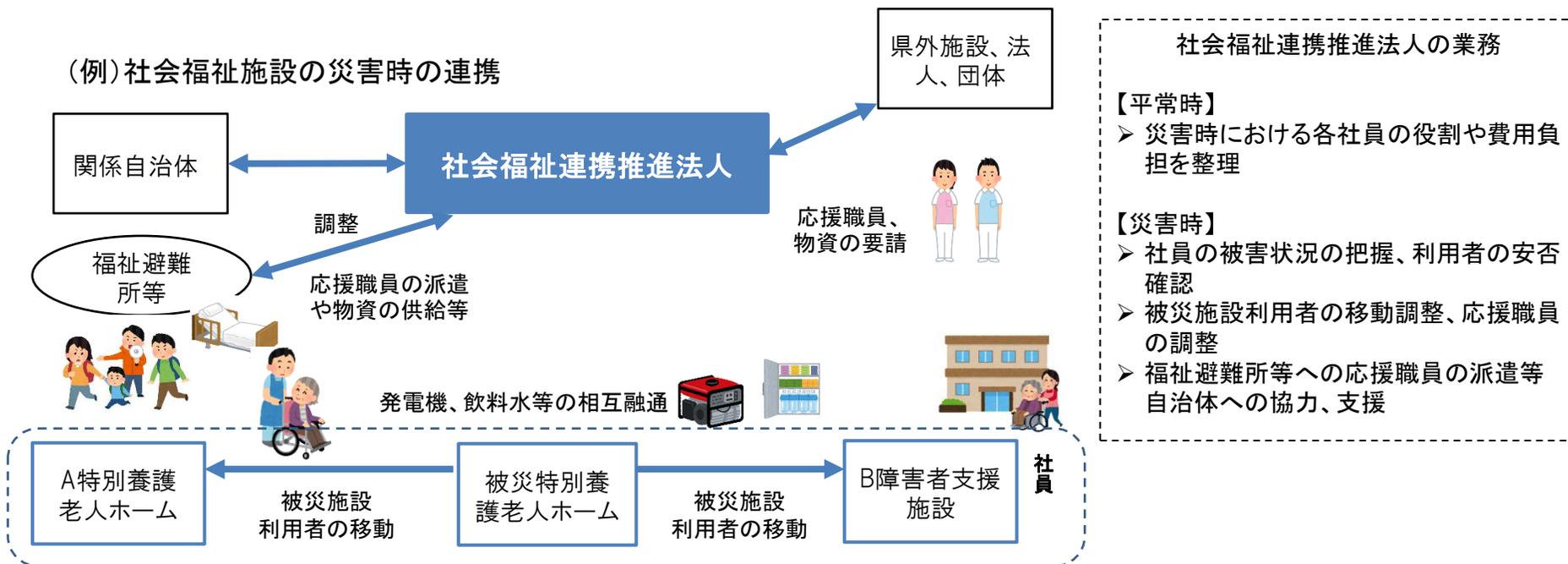
被災地では、社会福祉法人も大きなダメージを受け、職員自身も被災するなかで、個々の法人の対応だけでは、十分な体制を構築することは困難。

【対応策】

「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を活用した、社協を中心とした体制構築

社協の圏域を超えて災害時の体制整備に資する連携が可能な制度の創設

(例) 社会福祉施設の災害時の連携



社会福祉連携推進法人の活用例③【社会福祉事業の経営に関する支援、設備・物資の共同購入】

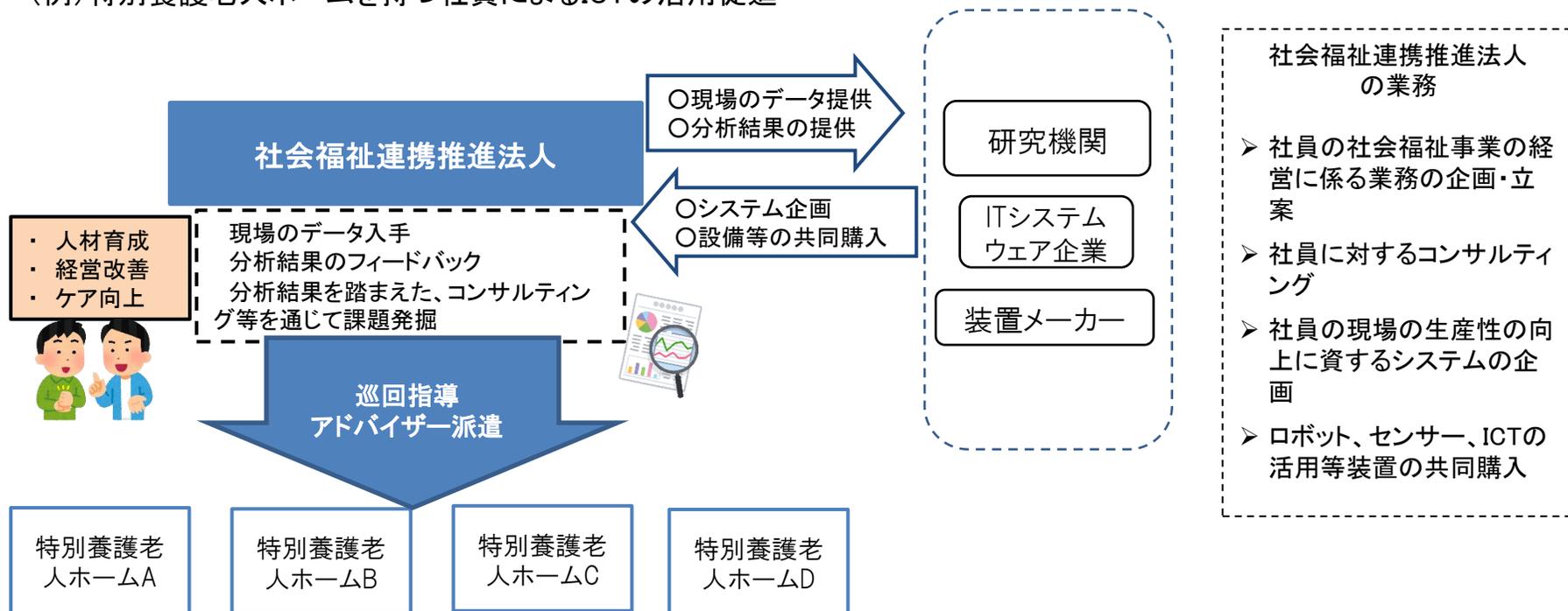
【課題】

法人単独の社会福祉事業の機能強化には限界がある。ロボット、センサー、ICTの活用が十分進まない現状にある。

【対応策】

法人間連携による社会福祉事業の経営力の向上
社会福祉事業の経営力向上のための共同購入などより強い連携が可能な制度の創設

(例) 特別養護老人ホームを持つ社員によるICTの活用促進



社会福祉連携推進法人の活用例④【社員である社会福祉法人への資金の貸付】

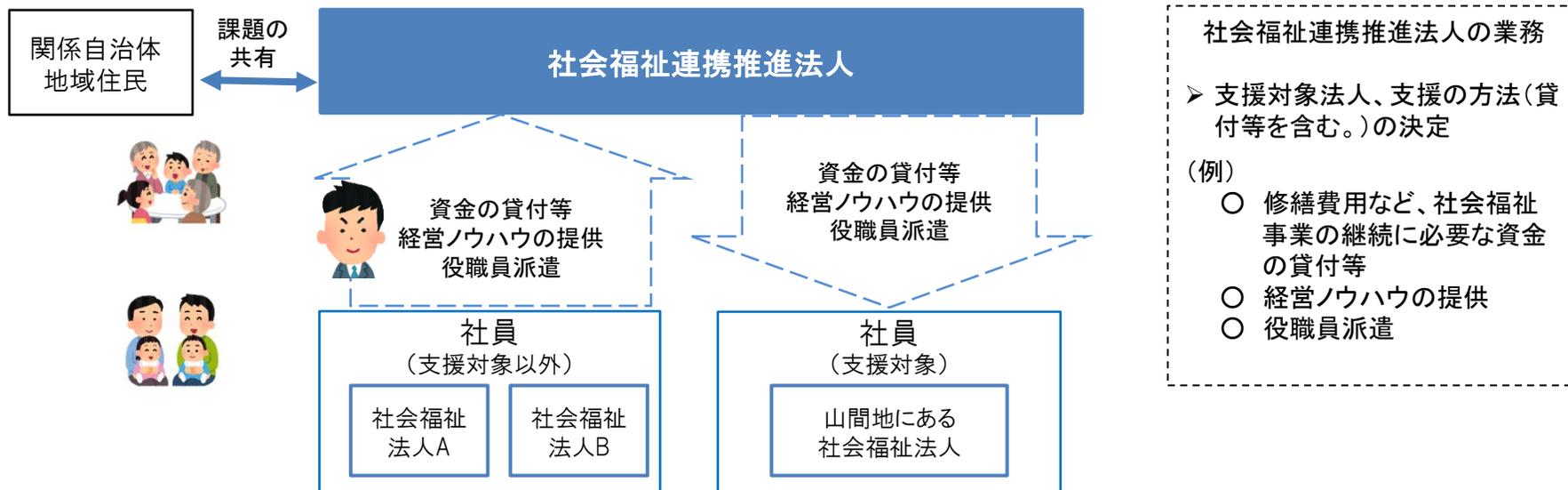
【課題】

人口減少により、福祉ニーズの総量が減少し、法人（施設）の経営が成り立たない。
 地域の他の社会福祉法人に対する支援を行いたいが、直接的な資金面の支援ができない。

【対応策】

合併、事業譲渡より緩やかな形での社会福祉法人の経営基盤強化が可能な制度の創設
 事業譲渡や合併を希望する法人が円滑に取り組めるための合併、事業譲渡等のガイドラインの改定

（例）山間地の社会福祉法人の支援



社会福祉連携推進法人の活用例⑤【福祉人材不足への対応】

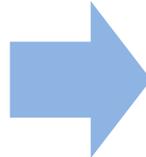
【課題】

国内人材

- ・個々の法人で人材を募集しても、集まらない。募集に伴う経費が掛かる。離職率が高い。
- ・人材育成に悩んでいる。

外国人材

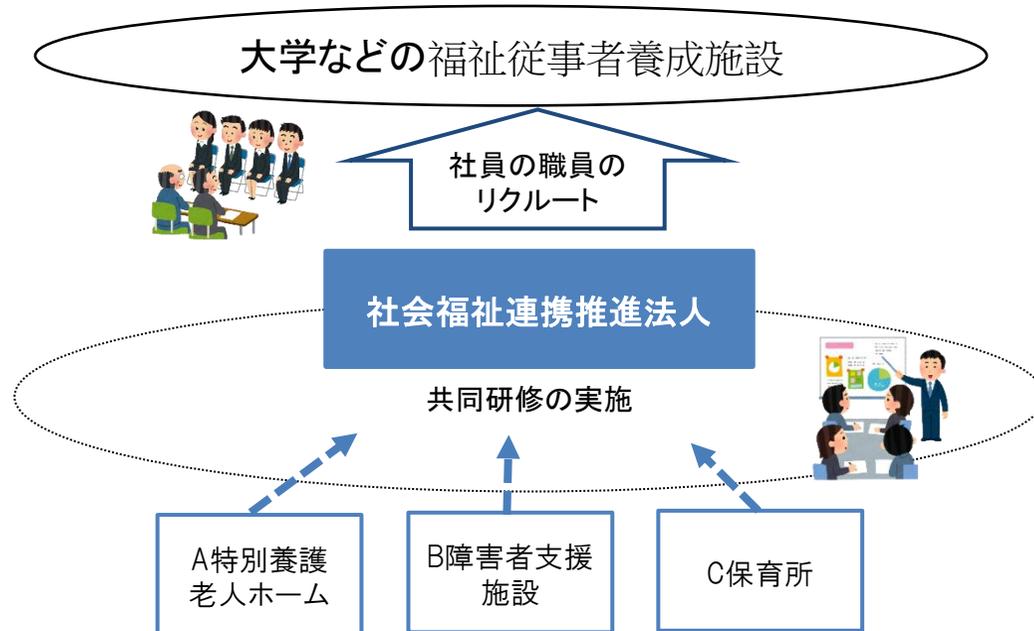
- ・どのように受入れて良いかわからない。
- ・技能実習生を受け入れるための監理団体の手数料が高い。
- ・受け入れた外国人材の生活をどのように支援して良いかわからない。



【対応策】

- ・地域医療介護総合確保基金等を活用した介護従事者の確保
- ・福祉人材センターによるマッチング支援
- ・外国人介護人材受入促進のための各種事業の実施
- ・社協を中心とした法人間連携による人材確保支援
- ・**国内人材確保・育成、外国人材確保において、地域に限定されず、より強い連携が可能な制度の創設**
- ・希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるためのガイドラインの改定等

(例)社員による職員の人材育成や採用活動の共同実施



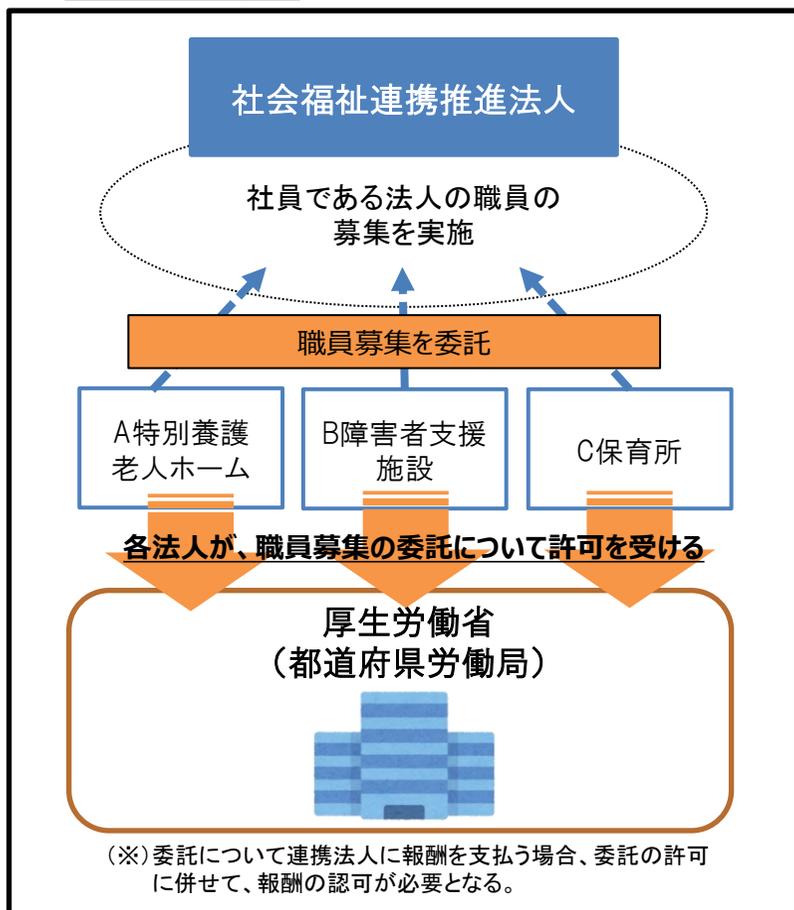
社会福祉連携推進法人の業務

- 社員の職員の人材確保業務の代行
人材のリクルートやマッチングなど、人材確保業務を代行する。
- 社員の職員の人材育成支援業務
社員の職員に対する研修の実施など社員の職員のキャリアアップを支援する。
- 社員間の人材交流支援
社員間で職員の人事交流を推進する。
- 労務管理支援
社員のキャリアパスや給与体系の共通化に向けた調整を行う。

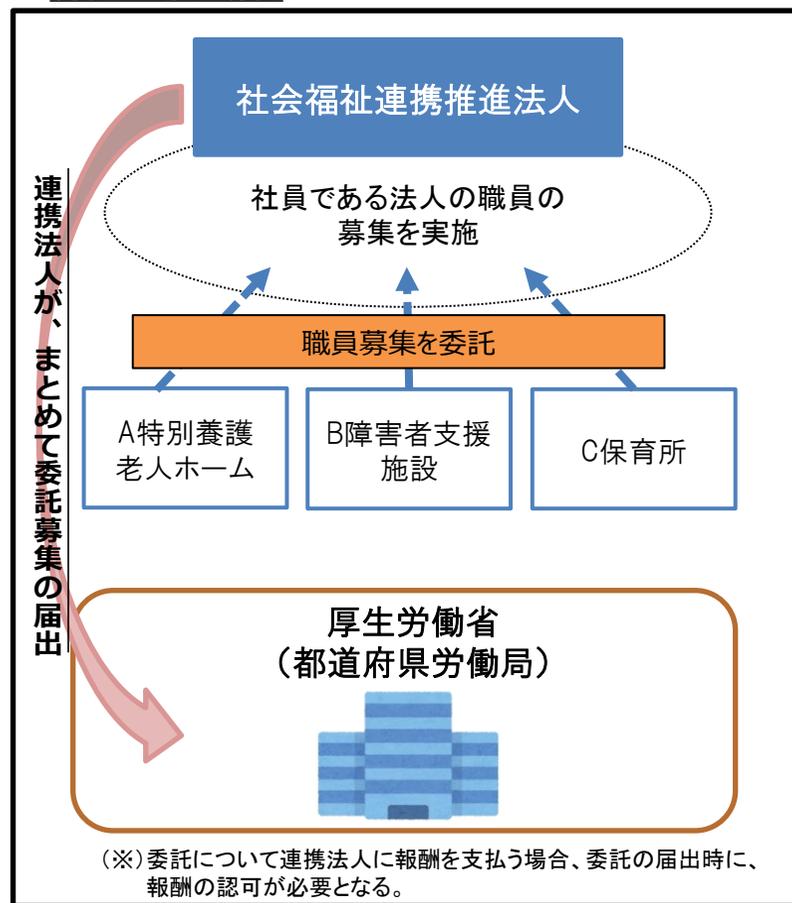
社会福祉連携推進法人の委託募集の特例の手続(イメージ)

- 社会福祉連携推進法人の人材確保の業務の一環として、連携法人の社員が行う労働者の募集の委託について、労働者の委託募集の特例を認める。
- 具体的には、特例がない場合、各法人が受けなければならない厚生労働大臣(都道府県労働局長)の委託募集に係る許可について、一定の要件のもと、連携法人による届出で実施可能とするもの。

<特例がない場合>



<特例がある場合>



(※) 許認可等の権限の所在は、次のとおり。

- ・ 厚生労働大臣(自県外募集で、一の都道府県からの募集人員が30人以上のもの及び募集人員総数が100人以上のもの)
- ・ 都道府県労働局長(上記以外のもの)

社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインについて

策定経緯

- 成長戦略フォローアップ（閣議決定）において、「希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、（中略）2019年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。」が示される。
- 社会福祉法人の事業展開等に関する検討会報告書に「希望する法人向けのガイドライン策定を進めるべき」との記述が入る。
- これらを踏まえ、令和元年度 社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」において、経営者向けガイドライン案、実務担当者向けマニュアル案を検討した。
- 同推進事業でとりまとめられたガイドラインを元に、「社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）」を策定。

今後の予定

- パブリックコメントを経て、所轄庁に通知し、管内の社会福祉法人に周知
- また、社会福祉推進事業でとりまとめられた上記マニュアルについても、参考として周知

（参考）成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日閣議決定）

（2）新たに講ずべき具体的施策

- i) 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保
- ③ 医療・介護現場の組織改革や経営の大規模化・協働化
 - イ) 医療法人・社会福祉法人の経営の大規模化等

・社会福祉法人の事業の協働化・大規模化の促進方策等について、有識者による検討会を開催し、2019年度中に結論を得る。また、希望する法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の際の会計処理の明確化のための会計専門家による検討会による整理も含め、2019年度中を目途に、好事例の収集やガイドラインの策定等を行う。

（参考）「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」検討会委員

◎座長

荒牧登史治	独立行政法人福祉医療機構 経営サポートセンターリサーチチームチームリーダー
浦野 正男	全国社会福祉法人経営者協議会 地域共生社会推進委員会委員
児玉 安司	新星総合法律事務所 弁護士
澤田 和秀	日本知的障害者福祉協会 社会福祉法人経営の在り方検討委員会委員
菅田 正明	法律事務所 First Penguin 弁護士・社会保険労務士
高谷 俊英	全国私立保育園連盟 常務理事
竹中 淳哉	東京都福祉保健局指導監査部指導調整課 課長代理
◎ 松原 由美	早稲田大学人間科学学術院 准教授
皆川 恭英	全国老人福祉施設協議会 副会長
吉岡 浩二	日本公認会計士協会 社会福祉法人専門委員会専門委員

（参考）社会福祉法人の事業展開等に関する検討会報告書（令和元年12月）

1 社会福祉法人の連携・協働化の方法

（3）希望する法人が合併・事業譲渡に円滑に取り組めるような環境整備

所轄庁が合併等の手続きへの知見に乏しいとの意見や、実際に法人が合併等に苦労したとの意見等を踏まえ、合併や事業譲渡、法人間連携の好事例の収集等を行い、希望する法人向けのガイドラインの策定（改定）を進めるべきである。

社会福祉法人の事業展開に係るガイドラインの概要

事業展開の種類と期待される効果

事業展開の基本的な考え方			
社会福祉法人が行う事業展開は、公益性・非営利性を十分に発揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべき			
事業展開全体の効果	事業展開の種類と各々の効果		
	法人間連携	合併	事業譲渡等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな福祉サービスや複雑化、多様化した福祉課題への対応 ○ 一人法人では対応が難しい課題への対応（外国人材の確保など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併、事業譲渡等の手続きに比べ容易で、意思決定から実行までが短時間で済む 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営基盤の強化、事業効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人が一体となり、本部機能や財務基盤が強化され、事業安定性や継続性が向上等 ・ スケールメリットによる資材調達などのコスト削減 ○ サービスの質の向上、組織活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手方法人の人材、ノウハウ、設備等資源の活用により、サービスの質の向上 ・ 職員間の意識向上、新たな法人風土の醸成 ○ 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな領域の知識・技能・経験の交流により、スキル拡大・向上 ・ 外部講師招へい、外部研修参加機会の確保など、教育環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合併の効果に加え、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続が困難になっている社会福祉事業を事業譲渡により継続 ・ 事業譲受けによる即戦力資源の活用や新設、増設に比べ迅速な事業展開や事業化に関する負担軽減等

合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点

合併、事業譲渡等に共通する事項		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人所轄庁等への事前相談 ○ 利用者や職員に対する十分な説明と理解の促進 ○ 寄附財産（租税特別措置法関係）や国庫補助を受けている財産について税務署、行政庁への相談 		
	合併	事業譲渡等
主な手続き	社会福祉法に規定される手続 <ol style="list-style-type: none"> ① 理事会、評議員会における合併契約の決議 ② 合併契約に関する書類の備置き及び閲覧等 ③ 合併の法人所轄庁の認可 ④ 債権者保護手続きにおける官報による公告 ⑤ 登記手続 ⑥ 事後開示、書面等の備置き・閲覧等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業を譲受ける法人 譲受ける事業について新規の許認可等の手続き ○ 事業を譲渡す法人 事業廃止などの各種手続き ○ 合併と異なり、包括承継がされないため、利用者、職員、調理、清掃などの委託業務等、土地、建物など事業に関連するものは、改めて契約行為が必要
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者法人の十分な協議、当事者間の適切な合意形成 ○ 消滅法人の退職役員に対する報酬について、社会福祉法に基づく手続きにより規定された基準を厳守 ○ 租税の取扱として、租税特別措置法第40条適用を継続する場合の申請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の譲渡は、利用者へのサービス提供継続に資するために実施するもので、譲渡先法人の事業実施可能性等に関する事業所管行政庁へ事前協議の実施 ○ 相手方法人の関係者が特別の利益供与の禁止対象者（評議員、理事、監事、職員など）となる場合、特別の利益供与の禁止規定や利益相反取引の制限規定に抵触しないよう留意 ○ 資産を譲渡する際には、法人設立時等の寄附者の持分、剰余金の配分が無く、解散時の残余財産の帰属先が社会福祉法人、国庫等になっていることに留意し、法人外流出に当たらないよう、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 資産を譲受ける際には、不当に高価で譲受することは、法人外流出に当たる可能性があることに留意し、適正な評価を行った上で価格を検討 ○ 租税の取扱として、有償又は無償に関わらず、寄附財産の譲渡は租税特別措置法第40条適用の取消（納付義務） ○ 一般的に有償で譲渡する場合は国庫補助金の返還（納付義務）

(参考) 合併、事業譲渡等に関する会計処理の明確化について

1. 明確化に向けた検討

- 希望する社会福祉法人が、大規模化や協働化に円滑に取り組めるよう、合併等の際の会計処理を明確化するため、厚生労働省社会・援護局長のもとに「社会福祉法人会計基準検討会」を設置し検討(R1.6~R2.2)
 - ＜主な論点＞
 - ・ 合併、事業譲受けの経済的な実態（統合と取得）の定義と判定方法
 - ・ 統合又は取得と判断される場合における評価方法
- 検討の結果、社会福祉法人会計基準等の一部改正（案）等を取りまとめ。

2. 会計基準等の一部改正（案）

※詳細は別紙参照

・社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）

合併、事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合に、計算書類の注記にその旨及び概要を追加し、財務情報の利用者に計算書類の理解に資する有用な情報を提供することを義務付け。

・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて

（平成28年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）

組織の結合の判定 合併は「統合」、事業の譲受けは原則として「取得」
受入資産の評価方法

- ・ 統合と判断される場合 帳簿価格
- ・ 取得と判断される場合 時価

計算書類の注記の内容の詳細

- ・ 合併、事業譲渡等の概要（相手方、理由等）、採用した会計処理、当該事業の拠点区分、資産及び負債の額等 など

3. 今後の予定

- ・ パブリックコメント 令和2年7月～（30日間）
- ・ 公布 令和2年8月
- ・ 施行 令和3年4月

社会福祉法人会計基準検討会構成員

◎ 座長

秋山修一郎	日本公認会計士協会 常務理事
岡庄吾 (※)	岡庄吾公認会計士事務所 代表
亀岡保夫	大光監査法人 理事長
◎ 柴毅	日本公認会計士協会 前常務理事
中村厚	日本公認会計士協会 社会福祉法人専門委員会専門委員
馬場充	日本公認会計士協会 社会福祉法人専門委員会委員長
林光行 (※)	監査法人彌榮会計社代表社員
松前江里子	日本公認会計士協会 研究員
宮内忍	宮内公認会計士事務所

(※) 岡構成員は令和2年1月17日就任、林構成員は令和2年1月16日退任

・社会福祉法人会計基準（省令） 及び
 ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（局長通知）の主な改正案の内容

・社会福祉法人会計基準（省令）第29条関係

第29条中第15号を第16号とし、第14号の次に下記（十五部分のみ）を加える。

第29条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。
 十五 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要

・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（局長通知）20関係

別紙「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」中20から26までを1ずつ繰り下げ、19の次に下記を加える。

20 組織再編について（会計基準省令第4条1項、第29条第1項第15号関係）

- (1) 社会福祉法人の組織再編において複数の組織が結合する時（この時の複数の組織を以下「結合の当事者」という。）、結合の当事者の一方が福祉サービスの提供を継続するために事業の財務及び経営方針を左右する能力を有している（以下「支配」という。）場合だけではなく、有していない場合も考えられることから、存続する又は新たに発生する組織（以下「結合組織」という。）は、結合の経済的な実態が次のいずれかに該当するか判定を行う。
 - ア 結合の当事者のいずれかが、他の法人を構成する事業の支配を獲得したと認められない結合（以下「統合」という。）
 - イ ある法人が、他の法人を構成する事業の支配を獲得する結合（以下「取得」という。）
- (2) 「統合」と判断される場合、結合組織は、結合される組織（以下「被結合組織」という。）の資産及び負債について、結合時の適正な帳簿価額を引き継ぐ方法を適用して会計処理を行わなければならない。
- (3) 「取得」と判断される場合、結合組織は、被結合組織の資産及び負債について、結合時の公正な評価額を付す方法を適用して会計処理を行わなければならない。
- (4) 組織の結合の判定においては、合併は「統合」、事業の譲受けは原則として「取得」とする。
- (5) 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けが行われた場合の注記は次の項目を記載する。
 - ア 合併の注記
 - ① 合併の概要
合併直前における合併消滅法人の名称及び事業の内容、合併を行った主な理由、合併日及び合併の種類（吸収合併又は新設合併）並びに吸収合併の場合の合併後の合併存続法人の名称
 - ② 採用した会計処理
 - ③ 計算書類に含まれている合併消滅法人から承継した事業の業績の期間
 - ④ 承継した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳
 - ⑤ 消滅法人において、会計年度の始まりの日から合併日直前までに、役員及び評議員に支払った又は支払うこととなった金銭の額とその内容
 - イ 事業の譲渡の注記
 - ① 事業の譲渡の概要
事業の譲渡の相手先の名称及び譲渡した事業の内容、事業の譲渡を行った主な理由、事業の譲渡を行った日
 - ② 採用した会計処理
 - ③ 計算書類に含まれている譲渡した事業の業績の期間
 - ④ 譲渡した事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳
 - ウ 事業の譲受けの注記
 - ① 事業の譲受けの概要
事業の譲受けの相手先の名称及び譲受けした事業の内容、事業の譲受けを行った主な理由、事業の譲受けを行った日
 - ② 採用した会計処理
 - ③ 計算書類に含まれている譲受けした事業の業績の期間
 - ④ 譲受けした事業の拠点区分、資産及び負債の額並びにその主な内訳